

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○指定管理者の指定 (自然保護課)	一
○指定管理者の指定 (消費生活・文化課)	一
○指定管理者の指定 (障害福祉課)	一
○指定管理者の指定 (観光課)	二
○指定管理者の指定 (海外ビジネス支援室)	二
○指定管理者の指定 (畜産課)	二
○指定管理者の指定 (水産業基盤整備課)	三
○指定管理者の指定 (港湾課)	三
○指定管理者の指定 (下水道課)	三

ページ

## 告 示

○宮城県告示第三十号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。  
平成二十六年一月十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称  
宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

二 指定した団体の名称及び所在地  
公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団  
栗原市若柳字上畑岡敷味十七番地の二

### 三 指定の期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

### ○宮城県告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。  
平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 公の施設の名称

宮城県民会館

### 二 指定した団体の名称等

#### 1 名称

宮城県民会館管理運営共同企業体

#### 2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県文化振興財団 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号宮城県民会館内

株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号

陽光ビルサービズ株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

### 三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

### ○宮城県告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。  
平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 公の施設の名称

宮城県障害者福祉センター

### 二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

### 三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

### ○宮城県告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり  
指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県障害者総合体育センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県視覚障害者情報センター

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号宮城県障害者福祉センター内

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県御崎野営場

二 指定した団体の名称及び所在地

北日本ビル清掃株式会社  
気仙沼市松川前百十八番地

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

みやぎ産業交流センター

二 指定した団体の名称等

1 名称

夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人みやぎ産業交流センター 仙台市宮城野区港三丁目一番七号

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

株式会社河北新報社 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社仙台放送 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号

東北放送株式会社 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県岩岩山牧場

二 指定した団体の名称及び所在地

公益社団法人みやぎ農業振興公社

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

松岩漁港の指定施設（尾崎A防波堤横泊地①及び尾崎A防波堤横泊地②）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

日門漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園及びリバーウォーク）

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙塩流域下水道

二 指定した団体の名称等

1 名称

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号  
 株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号

三 指定期間  
 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

一 公の施設の名称

阿武隈川下流域下水道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称及び所在地

水 i n g 株式会社

東京都港区港南一丁目七番十八号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

一 公の施設の名称

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称等

1 名称

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十五号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

北上川下流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

石巻環境サービス株式会社

石巻市鑄銭場五番二十一号

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで